



年企発 1225 第 3 号
平成 21 年 12 月 25 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長
(公印省略)

厚生年金基金の加入員原簿等の記録の整備等に係る事務処理に
ついての一部改正について

厚生年金保険被保険者記録に係る社会保険庁から厚生年金基金及び企業年金連合会（以下「基金等」という。）への情報提供に係る事務処理については、「厚生年金基金の加入員原簿等の記録の整備等に係る事務処理について」（平成 21 年 3 月 30 日年企発第 0330002 号。以下「事務取扱通知」という。）により取り扱われているところであるが、日本年金機構の設立に伴い、当該通知を下記のとおり改正し、平成 22 年 1 月 1 日から適用することとしたので、貴管下の基金等の指導について、遺憾のないよう配慮されたい。

なお、本事務処理については、社会保険庁と協議済みであり、基金等から情報提供された国の記録について照会等を行う場合に必要となる各都道府県単位の事務センターの連絡先等については別途連絡するので念のため申し添える。

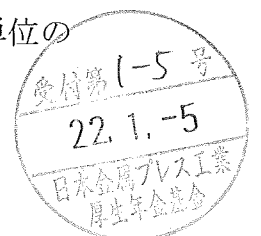
また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づく事務処理については、既に平成 20 年 1 月 17 日付厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長からの通知等で示したとおりであり、本通知は適用されない。

記

社会保険庁から基金等への情報提供に係る事務処理の一部改正

事務取扱通知を次のように改正する。

事務取扱通知中「社会保険事務局」を「日本年金機構の各都道府県単位の事務センター」に改める。



地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長
(公印省略)

厚生年金基金加入員原簿の記録の整備等に係る事務処理について

厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等については、「厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等について」（平成19年10月9日付け年発第1009001号）をもって通知されたところであるが、同通知の第2の1に係る社会保険庁から厚生年金基金等への情報提供については、下記の事務処理を定めたので、貴管下の厚生年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

なお、社会保険庁における事務処理については、別添の平成21年3月30日付社会保険庁運営部年金保険課長からの通知のとおりであるので併せて通知する。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づく事務処理については、既に平成20年1月17日付厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長からの通知等で示したとおりであり、本通知は適用されない。

記

1 地方厚生局における事務処理

日本年金機構の各都道府県単位の事務センターより加入員記録に係る被保険者記録の訂正等の結果（別添の通知の別紙1及び別紙2）の情報提供を受けた地方厚生局は、当該情報を該当する厚生年金基金（厚生年金基金が解散したことにより清算法人が存続している場合を含む。）を管轄する地方厚生局（厚生年金基金が解散し、既に清算法人が存続しないため企業年金連合会に回送する場合にあっては、関東信越厚生局。以下「基金等管轄厚生局」という。）に回送し、回送された基金等管轄厚生局は、これを該当する厚生年金基金又は企業年金連合会に送付すること。

日本年金機構の各都道府県単位の事務センターから提供を受けた当該情報は、個人情報に当たるものであり、貴局においては、個人情報保護の観点から、その取扱いには十分留意の上、当該情報について写しを取得し保管するなどの対応は行わないこと。

2 厚生年金基金における事務処理

(1) 地方厚生局を経由した被保険者記録の情報提供

年金記録確認第三者委員会のあっせん等により厚生年金保険被保険者原簿の記録の訂正等を行った結果については、日本年金機構の各都道府県単位の事務センターより、基金等管轄厚生局を経由して、別添の通知の別紙1及び別紙2により提供されることとなること。

なお、提供された情報が中途脱退者に係るものであるときは、厚生年金基金より企業年金連合会へ当該情報を回送すること。

(2) 被保険者記録と加入員記録との突き合せ

基金は上記(1)により提供された被保険者記録の訂正等の結果と加入員記録との突き合せを行い、以下のいずれかの対応を行うこと。

① 被保険者記録と加入員記録が一致する場合

提供された被保険者記録の訂正等の結果と加入員記録が一致している場合は、加入員原簿等と一緒に保存しておくこと。

② 被保険者記録と加入員記録が一致しない場合

年金記録確認第三者委員会の非あっせんに基づく被保険者記録が提供され、被保険者記録と加入員記録が一致しない場合は、以下のいずれかの対応を行うこと。

I 設立事業所の事業主がいる場合

事業主に基金へ記録訂正の届出を提出するよう勧奨し、届出に基づいて加入員記録を訂正すること（基金の給付が減額になる）。

なお、仮に届出がない場合であっても、基金において加入員記録を訂正することは可能であること。

ただし、減額相当分を引き続き給付することは差し支えないこと。

II 事業主がいない場合

基金において加入員記録を被保険者記録に合わせるように訂正すること（基金の給付が減額になる）。

ただし、減額相当分を引き続き給付することは差し支えないこと。

(3) その他

上記の事務処理以外については、「厚生年金基金の加入員原簿等の記録の整備等に係る事務処理について」（平成21年3月9日付け年企発第0309001号）の通知の第1の2(1)、第1の3、第1の4、第1の5、第1の7及び第5に基づき実施すること。

庁保険発第 0330001 号

平成 21 年 3 月 30 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長

(公印省略)

厚生年金保険被保険者記録に係る厚生年金基金等への情報提供について

厚生年金保険被保険者に関する原簿（以下「被保険者原簿」という。）の記録について、被保険者又は被保険者であった者（以下「被保険者等」という。）からの照会申出に基づき調査等を行った結果、申出に基づき当該記録を訂正した場合、総務大臣からの年金記録の訂正が必要である旨のあつせんに基づき記録を訂正した場合、又は総務大臣からの年金記録の訂正が不要（非あつせん）である旨の決定が行われた場合のいずれかであつて、当該記録が厚生年金基金の加入員又は加入員であった者に係る記録である場合は、被保険者原簿の記録と厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等を行うため、下記のとおり、地方厚生局を經由して厚生年金基金又は企業年金連合会（以下「基金等」という。）へ当該記録に係る情報の提供を行うこととしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に該当するものとして総務大臣からあつせんが行われた場合においては、既に地方厚生局を經由して基金等へ情報提供を行っていることから、この場合については、従来どおりの取扱いとし、本通知は適用しないこととする。

記

1 社会保険事務所における対応

被保険者原簿の記録の訂正を行った社会保険事務所又は訂正不要である旨の決定を受けた社会保険事務所においては、「厚生年金保険被保険者記録の訂正結果等

の送付について」(別紙1)に必要事項を記載し押印の上、記録訂正後(訂正不要である旨の決定を受けた場合は決定を受けた後)のオンライン画面のハードコピー(別紙2参照)を添付し、社会保険事務局へ送付すること(被保険者等の住所又は電話番号が不明の場合は、別紙1にその旨を記載すること)。

なお、記録の訂正を行った社会保険事務所においては、本人に記録を訂正した旨を通知した後に、別紙1及び2を社会保険事務局へ送付すること。

2 社会保険事務局における対応

上記1により社会保険事務所からの送付を受けた社会保険事務局においては、別紙1及び2を管轄の地方厚生局へ送付すること。

3 対象範囲

本通知の発出日以降に記録の訂正を行ったもの及び訂正不要である旨の決定を受けたものを対象として情報提供を行うこと。

〇〇厚生年金基金理事長 殿

(基金番号: 〇〇〇〇)

〇〇社会保険事務所長

印

厚生年金保険被保険者記録の訂正結果等の送付について

平素より厚生年金保険事業の運営につきまして、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、下記の厚生年金保険被保険者について、厚生年金基金の設立事業所に係る期間の記録の訂正等を行いましたので、情報提供いたします。

今後とも厚生年金保険事業の運営に対する御協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 被保険者等情報

氏 名		住所・電話番号
(フリガナ)		〒999-9999
〇 〇 〇 〇		〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1
(旧 姓)	〇 〇	電話番号 999 (9999) 9999

2. 被保険者等記録の訂正結果等

(1) 訂正処理等年月日

平成〇〇年〇月〇〇日

(注)

①記録訂正を行った場合（あっせんによる場合を含む）は、訂正処理年月日を記載すること。

②非あっせんの場合は、総務大臣から社会保険庁長官への決定通知年月日を記載すること。

(2) 訂正結果等

別紙のとおり。

(別紙2)

被保険者記録照会回答票(資格画面)

氏名 1 [REDACTED] 性別 男 照会区分 002/004
 国台 0 新番号 沖繩 0 かせつ 0000-0000 障害 30-0 [REDACTED] 障害年金番号 [REDACTED]
 年番 年 金 コ ー ド 整理記号番号 返用種別 [一00参00元00語00代04種00]
 発生日 改定月 事由 得喪日 種別 月・賞原因 月数 待喪日 種別 月・賞原因 月数

5-58.10.01	5H	320	3	012	7-06.01.21	4
5-59.10.01	5H	320	3	010	[REDACTED]-000331	
5-60.08.01	5H	360	3	002	7-06.02.14	5 380 2 008
5-60.10.01	5H	360	3	012	7-06.10.01	5 410 3 001
5-61.10.01	5H	340	3	012	7-06.11.01	5 410 3 011
5-62.10.01	5H	320	3	012	7-07.10.01	5 440 3 007
5-63.10.01	5H	340	3	010	7-08.05.21	4
7-01.08.01	5H	380	3	004	[REDACTED]-002196	
7-01.12.01	5H	380	3	010	7-08.07.01	5 340 2 012
7-02.10.01	5H	410	3	012	7-09.07.01	4
7-03.10.01	5H	440	3	012	[REDACTED]	
7-04.10.01	5H	470	3	012	[REDACTED]-000031	
7-05.10.01	5H	500	3	003	7-10.08.21	1 280 2 014

「あっせん」

記録訂正を行った場合は、訂正を行った記録を口で囲み、以下のとおり記載すること。
 ①あっせんによる記録訂正の場合は「あっせん」と記載
 ②あっせん以外による記録訂正の場合は「記録訂正」と記載

非あっせんの場合は、余白に申立期間(種別や報酬に係る申立の場合は、申立のあった種別・報酬を含む)を記載し、併せて「非あっせん」と記載すること。

(留意事項)
 ・厚生年金基金等へ情報提供する際は、マスキング(記録の塗りつぶし)を行わないこと。
 ・回答票が複数ページに及ぶ場合は、全ページを添付すること。
 ・種別が「5H」「6H」の記録については、情報提供は不要であると。